

令和8年度西表石垣国立公園特定民有地買上事業
公共嘱託登記（表示に関する登記）業務 仕様書

1. 業務の目的

特定民有地買上事業の制度に基づき、特定民有地の買上を行うにあたっては、測量を行い、その対象地の境界について隣接所有者らとの境界確認を行ったのち、買上用地の面積を確定させ、その確定した調査測量の結果をもって地図訂正及び土地地積更正登記、土地分筆登記手続き（以下、「表示登記手続き」という。）を行う必要がある。

西表石垣国立公園鹿川地区（第一種特別地域）において特定民有地の買上を行うため、「令和6年度西表石垣国立公園特定民有地買上事業調査業務」及び「令和7年度西表石垣国立公園特定民有地買上事業調査等業務」（以下、「過年度業務」という。）において、測量の前段階として、資料調査、権利者追跡調査及び測量等に向けた事前調査を行った。

本業務は、過年度業務を踏まえて、対象地東側の基礎測量及び一筆地測量を実施するとともに、表示登記手続きに向けた一筆地調査（境界確認）を行うものである。

2. 業務対象地

沖縄県八重山郡竹富町大字崎山784番1の一部【別図1、2】

3. 業務履行期限

令和9年3月19日（金）

4. 業務の実施基準

本業務に当たっては、国土調査法、同法施行令、不動産登記法、同法施行令、不動産登記事務取扱準則、那覇地方法務局土地建物実地調査要領、土地家屋調査士業務取扱要領の各規定に基づき実施する。

5. 業務の内容

(1) 業務の内容は原則として【別紙1】のとおりとする。

(2) 本業務の予定する数量は、【別紙2】のとおりとする。

(3) 業務実施計画書と工程表の作成及び業務打合せの実施

業務の開始に当たり、業務実施計画書及び工程表を作成し、沖縄奄美自然環境事務所担当官（以下、「環境省担当官」という。）に提出すること。

また、期首、期末及び現地踏査前を含む3回程度、環境省担当官との打合せを実施する。（各1時間程度、オンライン打合せも可とする）。なお、打合せの実施場所については、環境省担当官と調整するものとし、打合せ内容は打合せ記録簿に速やかにとりまとめて環境省担当官の確認を受けること。

(4) 報告書の作成

上記(1)から(3)の内容を取りまとめ、報告書を作成する。

6. 図書等の貸与又は交付

- (1) 環境省担当官は、請負者に業務に必要な用地測量調査成果図書等の関係図書を貸与するものとする。
- (2) 業務に必要な諸公簿閲覧等申請書等その他必要な用紙類については、請負者が作成し、環境省担当官にて確認したのちに請負者に交付するものとする。
- (3) 請負者は、交付された用紙は他に使用してはならない。

7. 個人情報の取り扱い

本業務を実施するに当たって【別紙 3】「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。

8. 成果物

紙媒体：報告書 2部（A4判 50頁程度）

電子媒体：報告書の電子データを収納した DVD-R 1枚

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出場所：環境省沖縄奄美自然環境事務所国立公園課

9. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

10. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

(3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

(4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

(5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

11. その他

(1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

(2) 本仕様書に記載の業務の実施内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。

(3) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて「令和6年度西表石垣国立公園特定民有地買上測量業務発注支援業務」、「令和6年度西表石垣国立公園特定民有地用地確定等業務発注支援業務」、「令和6年度西表石垣国立公園特定民有地買上事業調査業務」、「令和7年度西表石垣国立公園特定民有地買上事業調査等業務」に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、当該業務における情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。

連絡先：環境省沖縄奄美自然環境事務所国立公園課（TEL:098-836-6400）

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、環境省担当官と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

電子データの仕様については下記によるものとする。ただし、仕様書において、下記とは異なる仕様によるものとしている場合や、環境省担当官との協議により、下記とは異なる仕様で納品することとなった場合は、この限りでない。

- (1) Microsoft 社 Windows11 上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - ・文章；Microsoft 社 Word
 - ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel
 - ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint
 - ・画像；PNG 形式又は JPEG 形式
 - ・音声・動画：MP3 形式、MPEG2 形式 又は MPEG4 形式
- (3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式 (PDF/A-1、PDF/A-2 又は PDF1.7)」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 又は CD-R（以下「DVD-R 等」という。仕様書において、DVD-R 等以外の媒体が指定されている場合や、環境省担当官との協議により、DVD-R 等以外の媒体に格納することとなった場合は、この限りでない。）とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。